

# SCOLA

～世界の子供たちに学ぶ機会を！学ぶ喜びを！～

No.2

**認定NPO法人LSスコラ育英基金** 〒156-0055 東京都世田谷区船橋 1-25-15

☎&Fax:03-3428-8307

E-mail: [scola\\_japan@yahoo.co.jp](mailto:scola_japan@yahoo.co.jp)、HP:<http://scola.web.fc2.com/index.html>/

郵便振替番号：00100-0-767496 特定非営利活動法人L Sスコラ育英基金

## <新年を迎えて>

あけましておめでとうございます。

昨年はLSスコラ育英基金が「認定」NPO法人として活動した最初の年でした。

それまでは、聖ラ・サールの教育理念をベースに、「学ぶ機会を奪われている子供たちに学ぶ喜びを！」といった標語を掲げ、主に海外途上国での教育支援活動に努めてきました。それが、東京都より「認定」NPO法人として認められたということは、我々の同窓会を核とした活動が、より「普遍性」を持った、ヒューマニズム的な理念の下に動いている活動、他の市民も参加し得る活動として把握され、単なる同窓会活動の域に留まらず、もっと幅広い「視野」のもとに更に推進していくよう、背中を押されているとも考えられます。寄付金控除は、それ故の特典であるとも考えられます。

(なお、昨年のより具体的な教育支援活動内容や、昨年寄せられた寄付金に対する今年の税の優遇措置については、事務局による次頁以降の記事をご覧ください。)

昨年は、我々の活動をより広く理解してもらうように、特に支援者拡大強化活動として、地域の同窓生のみならず、各委員の仕事やサークル仲間、周りの方々にも声をかけて頂き、新たな寄付金支援者として、36名の増加を得ました。そのための郵便振替口座を新設し、振込票(振込先を印字。金額欄は¥3000と空欄の2種類)を作成し、地道な活動として展開しました。一方、前号でお知らせしたようにラ・サール会総長からの感謝状もいただきました。更には、聖ラ・サールが、(貧者の子供たちへの教育推進活動の際、社会との軋轢に悩み、)一時期身を寄せていたというフランスの修道院のランベール院長先生が来日講演されたときにも、懇親会の場で直接我々の活動を紹介する機会を得ました。通訳を介してお話したところ、「ブラボー」と喜ばれ、フランスでも紹介されるとのことで、世界的な輪に繋がっていくことを望んでいます。

SCOLAに寄せられた期待と課題は数多く、今後に向け、幅広い視野にたった推進が求められています。そのための時代に即した活動理念のもと、集中できる具体的活動を掘り起こし、持続可能な組織体制の見直し、推進メンバーの拡充・若返りなどにつなげていければと思います。今後とも変わらぬ御理解と御支援をお願いいたします。

(理事長 中村勝洋)

## 寄附金控除について

当法人は、平成 28 年（2016 年）12 月 26 日に東京都の認定を受けて「認定 NPO 法人」となりました。これにより、当法人に寄附された方は確定申告によって寄附金控除など税の優遇措置（減税）を受けることができるようになりました。

以下の説明をよく読んで、確定申告してください。

### I. 認定 NPO 法人への寄附金（特別）控除について

- ① 個人の場合：特定寄附金の合計額が 2,000 円（法定控除対象下限額）以上であれば、次のいずれかの方法を選択して、寄附金の控除が受けられます。
- イ）寄附したその年の総所得金額から控除…寄附金控除（所得控除）
  - ロ）算式に基づき計算した特別控除額を寄附したその年の所得税額から控除…寄附金特別控除（税額控除）

#### 計算例

イ）所得控除を選択した場合（所得税率 20%の方が年間 5 万円を寄附した場合）

$50,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円} = 48,000 \text{ 円}$  所得からの控除

$48,000 \text{ 円} \times 0.2(20\%) = 9,600 \text{ 円}$  所得税の減税分

※所得税は累進課税なので、所得額が多いほど適用税率は高くなります。

ロ）税額控除を選択した場合（年間 5 万円を寄附した場合）

国税  $(50,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 0.4(40\%) = 19,200 \text{ 円}$  所得税の減税分

住民税  $(50,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 0.1(10\%) = 4,800 \text{ 円}$  住民税の減税分

24,000 円 最大税額控除額

注 1：特定寄附金とは、国又は地方公共団体に対する寄附金、一定の特定公益増進法人に対する寄附金、認定 NPO 法人等に対する寄附金などですが、対象により特別控除税率は異なります。

注 2：控除額には一定の上限額があります。どちらの方法が有利になるかは所得などにより異なります。

注 3：寄附金控除は「年末調整」では申告できません。どなたも「確定申告」で行う必要があります。

注 4：いずれの場合でも対象となる寄附金は、総所得の 40%相当額が限度となっています。

「税額控除」の場合の控除限度額は、申告年度分の所得総額の 25%です。

注 5：住民税控除は最大 10%ですが、当法人への寄附金が控除対象となるか、控除率は何%になるかは、都道府県、市町村で異なりますので、申告される税務署などに問い合わせてください。

注 6：相続や遺贈により取得した財産からの寄附は、寄附金分に対する相続税は課税されません。



- ② 法人の場合：一般寄附金の損金算入限度額とは別枠の限度額の範囲内で損金算入ができます。税理士にご確認下さい。

## II. 寄附金の受領証明書について

寄附金控除などの税優遇措置を受けるためには、LSスコラ育英基金が発行する受領証明書（領収書）を添付して確定申告していただく必要があります。

- ① 受領証明書は原則として年1回発行します。毎年1月1日～12月31日の寄附金受領額を集計して、翌1月下旬頃に郵送してお送りします。
- ② 証明書はご寄附の際にお知らせいただいたお名前宛てに発行します。連名または匿名名義での発行はできません。団体やグループによるご寄附の場合には、宛名となる代表者名をご指定下さい。また、個人から団体への名義変更（その逆も同様）は、予めご連絡下さい。

（注）認定日以降の寄附金とは？

2016年12月26日以降当NPO法人にご寄附いただいた分から、確定申告することによって税の優遇措置が受けられますが、皆様の預金口座から引落しされた寄附金が、収納代行機関から当NPO法人の預金口座に入金されるのは6営業日後となるため、実際には、当NPO法人の預金口座に入金された日が寄附日となります。

具体的には、2016年12月27日（火）に引落しされた寄附金は、2017年1月6日（金）に入金されたため、寄附日は2017年1月6日（金）となります。したがって、この寄附金は2017年の寄附金となり、2018年の確定申告の対象寄附金となりますので、ご注意ください。

なお、受領証明書に疑義ある場合は、事務局まで電話、FAX、Eメールにてご照会ください。受領証明書を紛失した場合の再発行はいたしませんのでご注意願います。

（理事・事務局 宇野哲人）



## <事務局からのお知らせ>

昨年1年間に頂戴した寄附金は、全部で187名、413万円でした。

認定日以降、寄附強化月間を設定してご寄附を呼びかけた結果、最近では「払込取扱票」（振込手数料当方負担）を使ってのご寄附が増えています。この寄附金をもとに、2件総額3,600ドル（約400万円）の支援寄附を実施いたしました。寄附者の皆様に心から御礼申し上げます。

## <2017 年度活動報告>

2017 年度は以下のプロジェクトへの支援寄付を行いました。

### 1. ベトナムの小学校へ通う子供たちの簡易寄宿舎建設資金

ベトナムのプレークにある小学校には約670人の小学生がいますが、約100名は家庭で虐待



などの問題があり、362名は貧しい家庭の子供で通えないため、寄宿舎生活をおくっています。しかし一つのベッドで二人寝ないといけないくらい超満員なので、今の寄宿舎を取り壊し、新しい寄宿舎を建設するための支援を行いました。

総費用は300,000ドルですが、オーストラリア及びイタリアのボランティア団体と協力し、私達はそのうちの25,000ドルを8月に支援しました。

### 2. ケニアのナクルにあるムワンガザ専門学校構内の貯水タンク増設資金

ムワンガザ専門学校はナクルに42年前に開校され、1993年には職業指導訓練センターとなりました。現在4つの訓練コースがあります：美容・化粧品、料理・ケータリング、経営・経理（商業・秘書・情報通信）、服装・デザイン。これらのコースは、恵まれない人々が利用しやすい安い費用になっていて、高く評価されています。

学校の運営を改善するため、水を集めて貯めるシステムを構築し、水に係る支出を50%削減するという取り組みがあります。ムワンガザ校も50%負担しますが、水のタンクや汲み上げ設備などの諸工事を含むシステムを構築するために11,000ドルの支援を求めています。私達は12月に11,000ドルを支援しました。

(理事・事務局長 黒木秀敏)



SCOLA 第2号をお届けします。感想、ご意見、ご希望などお寄せ頂ければ幸いです。

編集-印刷：事務局 紺野晃則